



担当課	新型コロナウイルス感染症経済対策本部
電話	(073) 435-1040
内線	3032

## 新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策（第2弾）について

昨年度3月26日に発表した緊急経済対策（第1弾）に続き、以下の緊急経済対策（第2弾）を実施します。

### 1 新型コロナウイルス関連補正予算を臨時議会に提出

＜令和2年度補正予算額 13億8,103万1千円、（別紙資料のとおり）＞

#### （1）事業者向け支援＜予算額：1億2,300万円＞

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている事業者の方々が、事業継続を図るに当たっての取り組みを支援します。

- ・テイクアウト・デリバリー実施事業者の支援 【5,300万円】  
（お問い合わせ先：産業政策課 073-435-1040）
- ・事業の拡充・転換の支援【2,000万円】  
（お問い合わせ先：商工振興課 073-435-1233）
- ・宿泊促進事業【5,000万円】  
（お問い合わせ先：観光課 073-435-1234）

#### （2）小中高の児童生徒向け支援＜予算額：12億5,803万1千円＞

学校の休業等により影響を受ける小中高の児童生徒に対する学習支援のために、以下の事業を実施します。

- ・GIGAスクール端末の整備【11億3,245万円】  
（お問い合わせ先：教育研究所 073-435-1192）
- ・家庭でのオンライン学習体制の構築【58万1千円】  
（お問い合わせ先：教育研究所 073-435-1192）
- ・家庭学習支援事業【1億2,500万円】  
（お問い合わせ先：教育研究所 073-435-1192）

### 2 国の緊急経済対策を受けて準備中のもの

#### （1）実施のために必要な事業の予算化等

国の経済対策が国会で可決され次第速やかに動けるよう、対応を検討しています。  
（主なもの）

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）  
市独自の施策について内容を検討。
- ・生活支援臨時給付金（仮称）  
大幅に収入が減った世帯への給付金（1世帯当たり30万円）の支給のために必要な予算等の準備。
- ・子育て世帯への臨時特別給付金  
児童手当への1万円の上乗せに係る予算措置等の準備。
- ・持続化給付金（仮称）  
国が支給を行うこととしている、売上が大きく減少した中小・小規模事業

者等の事業継続を支援するための給付金（法人200万円、個人事業者100万円）に係る周知等必要な対応の準備。

## （2）地方税法の改正に係る対応

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るための地方税法の改正に伴う税条例の改正（徴収猶予の特例）。

### 《令和2年度の対応》

#### ・徴収猶予の特例

納税者等の事業に相当な収入の減少があり、一時に納税することが困難と認められるときは、無担保かつ延滞金なしで、申請に基づき1年、徴収の猶予を受けることができます。

対象となる方は次の①②のいずれも満たす者となります。

①令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べ概ね20%以上の減少があること。

②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

※現在、事前相談の受付中

（お問い合わせ先：納税課 073-435-1038）

### 《令和3年度の対応》

#### ・中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る税の負担軽減

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税について、国で減免制度が検討されています。法整備後、速やかに対応します。

（お問い合わせ先：資産税課 073-435-1037）

## （3）保険料（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料）の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者等に対する保険料の減免を行います。

（お問い合わせ先：国民健康保険料 : 国保年金課 073-435-1057

後期高齢者医療保険料 : 保険総務課 073-435-1062

介護保険料 : 介護保険課 073-435-1334）

## 3 その他の対応

### （1）水道料金・下水道使用料の徴収猶予について

水道料金・下水道使用料についても、徴収猶予制度があります。

対象となる方は、市税の徴収猶予を受けられる方と同様になります。

（お問い合わせ先：営業課 073-435-1128

水道料金センター 073-435-1298）

### （2）雇用調整助成金の制度説明会の開催

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、従業員の休業を余儀なくされている市内事業者の皆様に、和歌山労働局、和歌山商工会議所と連携して、雇用調整助成金の制度説明会を開催します。

（お問い合わせ先：産業政策課 073-435-1040）

令和2年度一般会計補正予算（第2号） 新型コロナウイルス感染症対策予算 事業概要

【一般会計】

（単位：千円）

予算科目	事業名	事業概要	事業費				局名	課名	
			国 県	市 債	その他	一般財源			
商工費 （商工総務費）	テイクアウト・デリバリー実施事業者の支援	外出自粛の影響下で、食品のテイクアウトやデリバリーを行う、本市に本店がある中小企業者（飲食業など）に対し、初期投資やキャンペーンに要した経費を支援します。 事業者：補助率1/2（上限100千円）×500事業者 ＝50,000千円 キャンペーンPR：3,000千円	53,000				53,000	産業交流局 （産業部）	産業政策課
（新産業育成費）	事業の拡充・転換の支援	市内中小事業者が事業継続のために行う、既存事業・サービス等の拡充・転換などに要した経費を支援します。 補助率1/2（上限200千円）×100事業者 ＝20,000千円	20,000				20,000	産業交流局 （産業部）	商工振興課
（観光振興費）	宿泊促進事業	本市に本店がある宿泊施設（50施設）において新型コロナウイルス感染症の流行収束後に利用が可能な宿泊等のプランを前売販売した場合に支援します。 利用者1人当たりプランの1/2（上限2,000円）	50,000				50,000	産業交流局 （観光国際部）	観光課
教育費 （教育振興費）	G I G Aスクール端末の整備	市立小・中学校の児童生徒1人に1台のコンピュータ端末を前倒して整備するとともに、在宅学習に活用できるモバイルWi-Fi機器を併せて導入します。 PC：45千円×16,140台＝726,300千円（国10/10） 45千円×8,070台＝363,150千円 Wi-Fi：10千円×4,300台＝43,000千円（国10/10）	1,132,450	769,300	272,300		90,850	教育委員会 （学校教育部）	教育研究所
	家庭でのオンライン学習体制の構築	市立小・中学校に配置済みのノートパソコンを活用し、中学生が家庭でオンライン学習できる体制を整えるために、安全に接続するためのフィルタリングソフトを導入します。 880円×600台×1.1＝581千円	581				581	教育委員会 （学校教育部）	教育研究所
	家庭学習支援事業	学校休業期間中、家庭での学びを補完するために、ドリルや問題集などの教材を購入し、市立小・中学校及び高等学校の児童生徒に支給します。 5千円×児童生徒数25,000人＝125,000千円	125,000				125,000	教育委員会 （学校教育部）	教育研究所
合 計			1,381,031	769,300	272,300	0	339,431		

資料

# テイクアウト・デリバリー支援事業

53,000千円

## 背景

○新型コロナウイルス感染症の影響で、外出を自粛する動きが増すなか、市内の飲食業等の売上が大きく減少しています。  
○テイクアウトやデリバリーサービスを提供し、事業継続を図る事業者が現れてきており、こうした中、新たなサービスを円滑に展開できるよう支援する必要があります。

## 概要

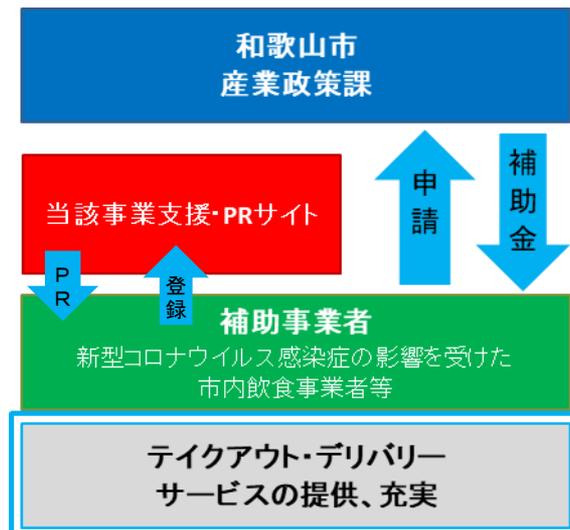
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食業等の事業者が、テイクアウトやデリバリーサービスを提供する際の初期費用やキャンペーン(割引)等に要する経費を補助します。また、当該事業を支援するPRサイトを特設します。

○補助率1/2(上限:100千円)

【予算内訳:補助金 50,000千円 PR費用:3,000千円】

## 効果

○新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食業等の事業者への支援



## 事業の拡充・転換の支援事業

20,000千円

### 背景

- 新型コロナウイルス感染症の影響は多種多様な中小事業者へ広がっています。
- こうした中、市内中小事業者が事業を継続していくために実施する、既存事業やサービスの拡充・転換を支援する必要性が高まっています。

### 概要

- 事業の拡充や転換を行う事業者に対し、
- 補助率1/2(上限:200千円)

### 効果

- 中小事業者の新たなチャレンジを支援することにより、事業継続を後押しします。

(例)

- ・ 販売やサービス提供のオンライン化
- ・ 既存事業に加えて、公衆衛生用品の製造
- ・ 既存事業から配達・配送事業への一時的な転換

等



## 宿泊促進事業

50,000千円

### 背景

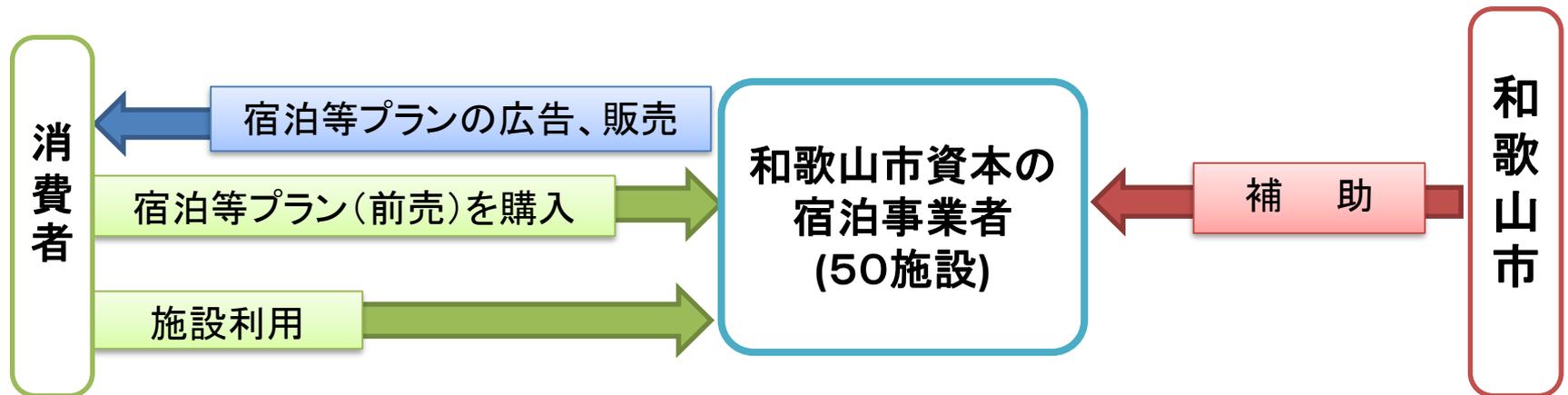
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛の動きが増すなか、市内の宿泊業をはじめとした観光需要が大きく減少しています。
- このため、今回の感染症の流行収束後、速やかに観光サービスを展開し、消費者需要を喚起する必要があります。

### 概要

- 本市に本店がある宿泊施設において新型コロナウイルス感染症の流行収束後に利用が可能な宿泊プランを前売販売します。
- 補助額:利用者1人当たりプランの1/2(上限2,000円)

### 効果

- 本事業での市内への宿泊等促進により、消費者の需要喚起を図ります。



## GIGAスクール端末の整備事業

1,132,450千円

- 緊急経済対策として、令和5年度達成としていた義務教育段階の1人1台端末の整備を前倒しし、令和2年度中に整備を行います。【45千円×24,210台】
- 年収400万円未満でWi-Fi環境が整っていない家庭に対する、LTE通信環境（モバイルルータ）の整備を行います。【10千円×4,300台】



- 平時は、教室内で最先端のICT教育を取り入れ、個別最適化された学びや創造性を育む学びを実現。
- 緊急時には、1人1台端末とモバイルルータを活用することで、休業期間中の家庭学習に活用
  - ・ WebコンテンツやICT教材の活用
  - ・ 同時双方向型の健康観察や遠隔授業



○休業期間中の学習支援として、家庭での学習をより充実できるように、オンライン学習ができる体制の構築します。

○市立小学校に配置しているタブレットパソコンを活用し、必要な家庭には、タブレットパソコンやモバイルルーターを貸与します。

○整備対象... 中学3年生

休業が延長されることを考慮し、  
5月7日から配付する予定

○配付を予定しているタブレット約600台に対し、有害サイト等にアクセスできなくするフィルタリングソフトを導入します。



# 家庭学習支援事業

125,000千円

